

社会福祉法人 こころの家族
ヘルパー故郷の家
(指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護)
運 営 規 程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人こころの家族が設置するヘルパー故郷の家（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護事業[指定介護予防訪問介護]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、指定訪問介護[指定介護予防訪問サービス]の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問介護運営の方針)

第 2 条 この事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。
- 8 前 7 項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問介護運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるように適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外に代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を厳守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパー故郷の家
- (2) 所在地 大阪府堺市南区檜尾 3360 番地の 12

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 この事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤職員）

管理者は、従事者業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護[指定介護予防訪問サービス]の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1 名以上

・サービス提供責任者は、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）を作成・変更等を行い、利用者の申込みに係る調整をすること。

- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護事業者等との連携に関すること。
 - ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- (3) 訪問介護員 常勤換算方法により、2.5 名以上
訪問介護員等は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の提供に当たる。
但し、訪問介護員の人員数は、多少変動する場合があるが、必要最小限は、必ず満たすものとする。)

(営業日及び営業時間)

第 7 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。12 月 31 日から 1 月 3 日までの間は除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第 8 条 この事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体清拭、洗髪
 - ⑥ その他必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ その他必要な家事
- (4) 通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容
要介護者である利用者に対して、通院等のため、本事業所の訪問介護員が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行うこと。

- (5) 前 3 項に定める指定訪問介護の内容は、厚生労働省令として定められる「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及びこの基準に関連する通知等に規定する訪問介護費の単位数が算定可能なものに限る。

(指定介護予防訪問介護の内容)

第 9 条 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護計画の作成
- (2) 介護予防訪問介護費 (Ⅰ)・・・1 週に 1 回程度
- (3) 介護予防訪問介護費 (Ⅱ)・・・1 週に 2 回程度
- (4) 介護予防訪問介護費 (Ⅲ)・・・1 週に 2 回を超えた場合

(指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]利用料等)

第 10 条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号）によるものとする。

- 2 指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 123 号）によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- (1) 事業所から片道 20 キロメートル以上

バイク 10 円 / km

自動車 15 円 / km

- 4 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

- 5 指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載

したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は堺市全域・和泉市とする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 訪問介護員等は、指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定訪問介護[指定介護予防訪問サービス]の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 指定訪問介護[指定介護予防訪問サービス]の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると

もに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 18 条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

のとする。

(身体拘束の制限)

第 19 条 本事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (3) 利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者または家族等の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者に誓約させる。
- 4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供をさせないものとする。
- 5 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画等）の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 6 事業所は、適切な指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕に関する記録を整備し、その完結の日から **5 年間** 保存するものとする。
- 8 この規程に定める事項の他、運営に関する必要な事項は、社会福祉法人こころの家族と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則) 1.この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 2.この規定は、平成 14 年 12 月 1 日から改訂施行する。
- 3.この規定は、平成 15 年 8 月 1 日から改訂施行する。
- 4.この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改訂施行する。
- 5.この規程は、平成 21 年 9 月 18 日から改訂施行する。
(身体拘束の制限と虐待防止について追加・実施地域の変更)
- 6.この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から改訂施行する。
- 7.この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改訂施行する
8. この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から改訂施行する
9. この規程は、令和 5 年 12 月 16 日から改訂施行する
10. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改訂施行する
- 11.この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から改訂施行する
(記録の保存期間の変更)